

IT活用型経営革新モデル事業とは

○補助対象経費

- ①調査研究費
- ②プログラム開発費、評価・検証費（コンサルタント費、電子計算機などの借料費など）

○補助額

- ①100万円～ 500万円/件
（対象になる金額は200万円～1000万円）
- ②300万円～3000万円/件
（対象になる金額は600万円～6000万円）

○主な審査内容

新規性、実効性、重点項目 等

○重点項目とされる8分野（平成16年）

CAD・CAM、SCM、GIS、GPS、モバイル、電子決済、基幹業務統合管理システム、ASP サービス
※平成17年度については変更の可能性あり。

IT化を進める際の資金面での支援策の一つに、中小企業庁が各地域の経済産業局と連携して進めている「IT活用型経営革新モデル事業」がある。

この事業は、経営革新を目指して地域でモデルとなりうるITを活用したビジネスシステムの構築を進めている中小企業やコンソーシアムに対し、必要とされる経費の半額を補助する制度。交付決定日の6月～7月頃から翌年の3月末までの計画内容が対象となる。

申請には事業実施計画書や経費明細書などの書類の提出が必要で、応募内容を精査の上、対象企業が決定される。平成16年度の応募倍率は46倍、製造業、卸売業が応募の半数を

公的支援を
もつと
もつと
活用しよう

「IT活用型 経営革新モデル事業」編

●事業の概要

占める結果となった。

IT活用型経営革新モデル事業の目的について、中小企業庁経営支援部技術課の柿町宜孝氏は「良いモデルケースを発掘し、わが社でも経営革新ができるのだという認識を持っていただくきっかけになれば」と説明する。

本制度で対象となる事業は、①「事前調査研究事業」―ビジネスモデル構築に向けての事前調査研究。そし

て、②「経営革新支援事業」―地域でビジネスモデルとなるシステムの開発や導入を行う、の二つ。

審査対象となるITの活用分野について、平成16年度は「製造工程における品質の向上」「企業基幹業務の統合」などによる重点8分野の活用が推奨されたが、経営革新のモデルケースとなりうる計画については、業種や分野に関係なく採用する方向で検討されているそうだ。

例年、募集期間は4月～5月だったが、平成17年度については3月に募集を行う予定。

●本制度の使い方

例えば2000万円のシステムを構築した場合には1000万円が補助されるので利用メリットが大きい「補助金をもらうため」に応募するのでは本末転倒となってしまふ。「IT活用型経営革新モデル事業があるから経営革新を行うのではなく、自社の経営革新を推進するために当



中小企業庁
経営支援部 技術課
柿町 宜孝氏

該補助事業を利用するという意識

でとらえて欲しい」（柿町氏）とのことだ。

IT化はいきなり行うものではなく、前段階できちんとした経営戦略を立案しておくのが前提だ。そのためにはITコーディネータなどの専門家と相談しながらIT化に向けての計画を立て、一緒に進めていくのもお勧めだ。申請には詳細な計画書の作成が条件なので、こうした点でもITコーディネータの活用が有効といえる（平成16年度は採択企業の約60%に対してITコーディネータが関与していた）。

本制度では、コンサルタント費やシステム化に係る人件費なども補助対象に含まれているなど、現状に則した補助体制がとられている。詳細のお問い合わせは各地域の経済産業局まで。

●受付、問い合わせ先●

北海道経済産業局	地域経済部	情報政策課	011-700-2253
東北経済産業局	地域経済部	情報・製造産業課	022-215-7236
関東経済産業局	地域経済部	情報政策課	048-600-0282
中部経済産業局	地域経済部	情報政策課	052-951-0560
近畿経済産業局	地域経済部	情報政策課	06-6966-6015
中国経済産業局	地域経済部	地域経済課	082-224-5630
四国経済産業局	地域経済部	地域経済課	087-831-3230
九州経済産業局	地域経済部	情報政策課	092-482-5440
沖縄総合事務局	経済産業部	産業課	098-866-0067